

令和5年9月5日

建設発生土の有効利用について

群馬用水の管理に伴って発生する建設発生土（第4種建設発生土相当）について、群馬用水では100%有効利用に向けて、有効利用者様を随時受付しています。

群馬用水の建設発生土を有効利用して頂く場合には、次の事項について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 利用者名、連絡先、利用目的、利用量、引取方法等をメール（nyukei_gunma@water.go.jp）にてお知らせください。担当者より引き取りの詳細についてご連絡いたします。
2. 各建設発生土仮置き場まで取りに来てください。（積み込みは利用者でお願いします。）原則機構職員が立ち会います。
 - ・仮置き場住所
群馬県渋川市北橋町八崎地内
群馬県前橋市柏倉町地内
群馬県北群馬郡吉岡町上野田地内
3. 建設発生土の引取にあたり、必要に応じて仮置き場等の構造図等をお知らせしますので、群馬用水施設を損傷することの無いよう善良な管理のもと実施してください。
施設に影響が生じた場合等は速やかに群馬用水へお知らせ頂くとともに、必要に応じて群馬用水の指示に基づき原型復旧して頂きます。
4. 建設発生土のストック量は時期により変化することがあり、ご希望に応じられないことがあります。
5. その他ご不明な点がありましたらメールにてお問い合わせください。担当者よりご連絡いたします。（土日祝日年末年始は除きます。）